

加東市耐震改修促進計画



平成29年4月 改定

加東市

目 次

1 計画概要	
(1) 計画策定及び改定の趣旨	1
(2) 計画期間	1
2 加東市で今後発生が想定される地震規模、被害の状況	2
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標	
(1) 住宅耐震化の現況と目標	8
(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標	9
4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1) 基本的な取り組み方針	1 2
(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	1 2
(3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	1 3
(4) 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の予防策	1 4
(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物	1 4
(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路	1 5
5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	
(1) 相談体制の整備	1 6
(2) 町内会等との連携	1 6
(3) 関係団体との連携	1 6
6 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項	
.....	1 6

1. 計画概要

(1) 計画策定及び改定の趣旨

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、国の基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）の改正施行、国土強靱化アクションプラン2015（平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定）及び兵庫県耐震改修促進計画の改定（平成28年3月改定）に伴い、策定する。

本計画では、市内の現行の耐震基準を満たしていない、いわゆる「旧耐震基準建築物」の耐震安全性を確保するための目標及び施策を定める。

【参考】国の基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）の改正概要

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも90%にすることを目標とするとともに、住宅については平成32年までに少なくとも95%とすることを目標とする。

兵庫県耐震改修促進計画（改定版）

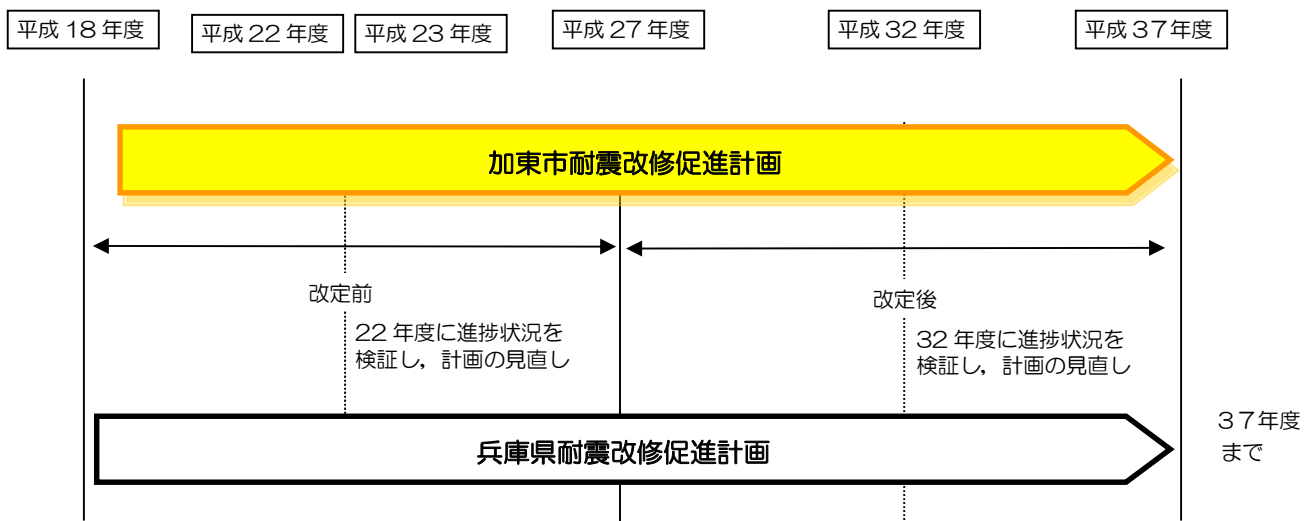
住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標をつぎのとおりとする。

- ・住宅の現況耐震化率85%を平成37年度までに97%とする。
- ・多数の者が利用する建築物の現況耐震化率78%を平成37年度までに97%とする。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成19年度から平成37年度までの19年間とする。

なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、計画改定後の5年目にあたる平成32年度に進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。



2. 加東市で今後発生が想定される地震規模、被害の状況

(1) 地震発生危険性

加東市地域防災計画における地震発生危険性は、活断層詳細デジタルマップによると兵庫県南西部には活断層であることが確実な山崎断層があり、加東市域には、推定活断層（※1）とされる御所谷（ごしょだに）断層、大谷（おおたに）断層、青野町（あおのちょう）断層が確認されている。

北播磨地域は、六甲山系や生駒山系周辺に比べ活断層の分布密度が小さいが、兵庫県南西部に規模の大きい山崎断層帯が存在し、加えて地下に断層が伏在している可能性もあり、地震の影響が震源地から数十 km に及ぶことを考えると、安心できる状況にない。

山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯で、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの断層に区分される。その中でも山崎断層主部は、岡山県美作市から三木市にかけて西北部―東南東方向に走る総延長約80kmに及ぶ大きな断層であり、東から三木市、琵琶甲（びわこ）、暮坂峠（くれさかとうげ）、安富（やすとみ）、土万（ひじま）、大原（おおはら）の6断層から成る断層系とみられ、左横ずれの断層であると考えられている。

山崎断層主部の内、北西部ではマグニチュード7.7程度、南東部ではマグニチュード7.3程度の地震が発生する可能性があり、加東市では最大で震度7が予想されている。今後30年の間に地震が発生する確率の最大値をとると、北西部は0.08%～1%で日本の主な活断層の中ではやや高いグループ、南東部は0.03%～5%で高いグループに属する。

また、御所谷断層は、今後100年程度の間に加東市に最大震度6強の地震を発生させる可能性があるとして予想されている。

（※1）地形的な特徴から、今後も地震を起こす可能性のある活断層があると推定されつつも、資料が少なく、詳しい調査をしない限り明確に存在や場所が特定できないもの。

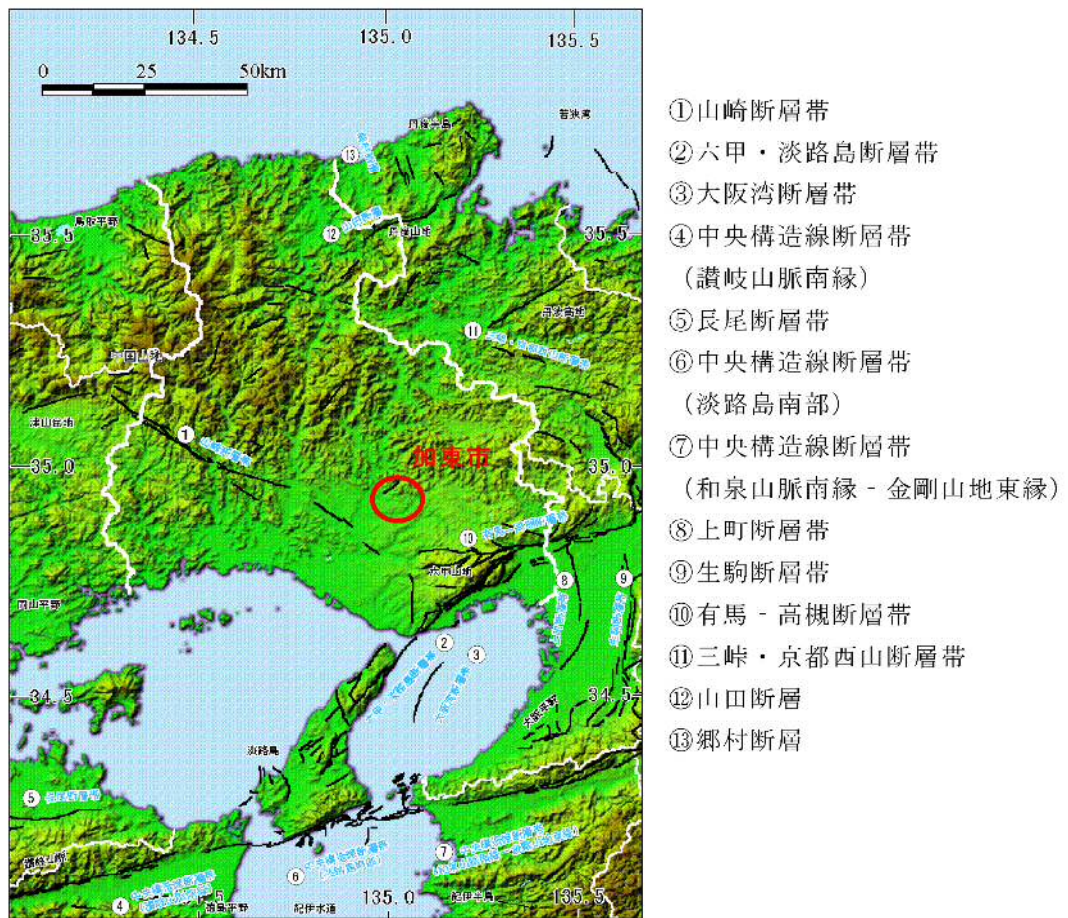


図 兵庫県 の地形と活断層

(出典：日本の地震活動、総理府(現文部科学省)地震調査研究推進本部地震調査委員会編)



図 山崎断層帯の活断層位置図

(出典：山崎断層の長期評価について、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会編)

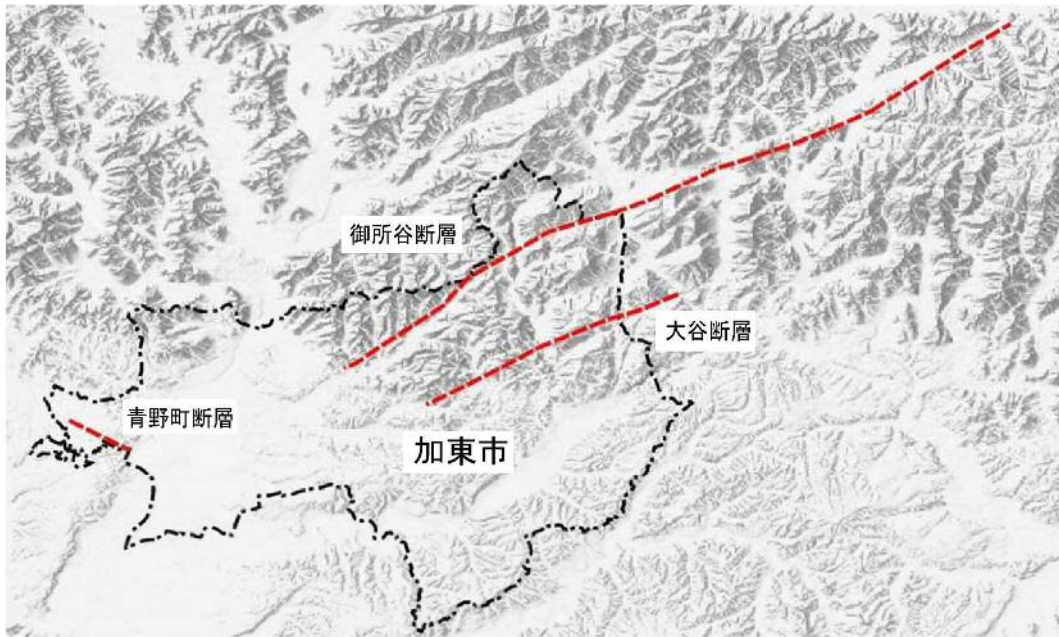


図 加東市域の推定活断層分布図

(出典：活断層詳細デジタルマップ(中田 高 今泉 俊文 [編]))

(2)想定地震の概要

過去の地震の状況や中央防災会議、地震調査研究推進本部の調査研究を基に、平成22年度に「兵庫県地震被害想定」が兵庫県によりとりまとめられた。(南海トラフについては、平成26年度に被害想定の見直しがされた。)

※加東市に影響を及ぼすとされる地震と加東市の被害想定は次のとおりである。

(被害想定表)

断層名	地震範囲	被害想定					
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	避難者数
山崎断層	M7.5 主部南東部・草谷(くさに)	4,271	5,860	4	266	779	9,635
	M7.3 主部南東部	4,379	5,579	4	273	776	9,592
	大原・土万(ひじま)・安富 主部南東部	1,526	3,967	2	95	382	4,677
	主部北西部	3	61	1	0	4	45
海溝型	南海トラフ	20	487	0	2	197	72
有馬・高槻	有馬・高槻断層帯	459	2,298	1	27	176	2,141
六甲・淡路断層帯	淡路島西岸	2	38	1	0	2	28

上町断層	六甲山地南縁・淡路島東岸	43	577	1	2	36	438
三峠（みとげ）－京都西山断層	京都西山断層帯	1	8	1	0	0	7
大阪湾断層	大阪湾断層帯	4	71	1	0	4	51
御所谷断層	御所谷断層	129	1,452	1	7	93	1,134
M6.9 の直化型地震による被害想定	加東市直下型	801	4,451	2	47	330	4,016

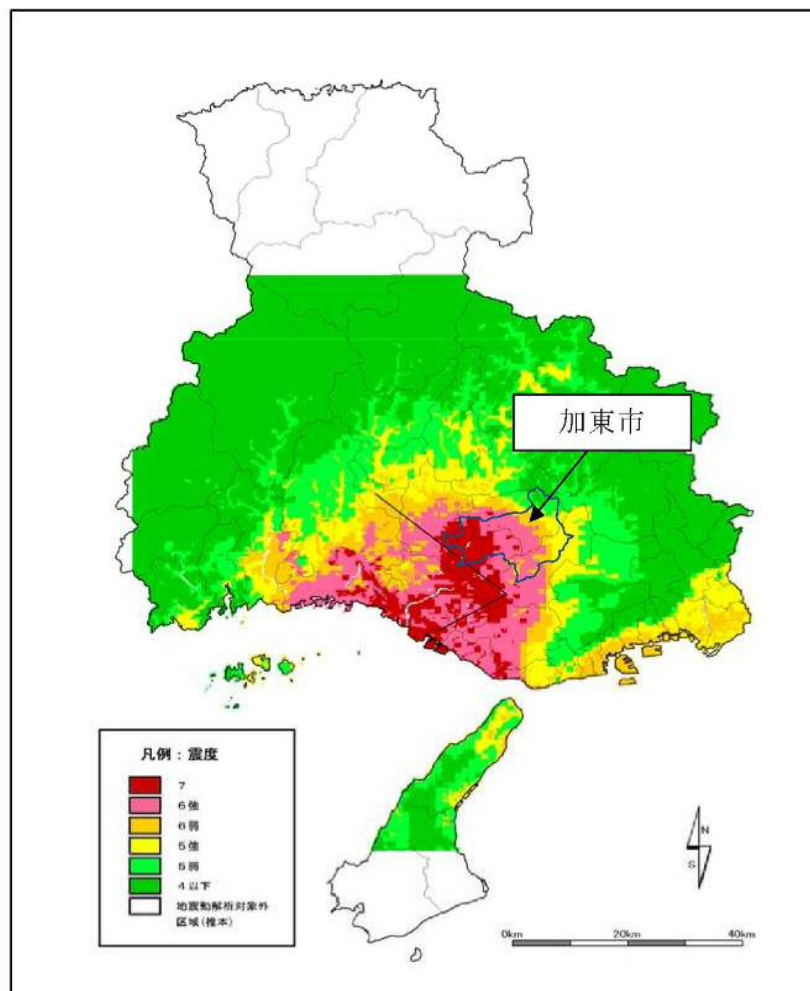
(3)加東市の被害想定

加東市の地震対策としての地震被害想定は、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、被害想定のうち、最大避難者数である山崎断層帯南東部・草谷（くさたに）断層の地震被害とする。

加東市では、震度7が想定され、最大の被害は全壊棟数4,271棟、半壊棟数5,860棟、死者数266人、負傷者779人、建物被害による避難者数は9,635人と想定されている。

1. 想定地震の概要

- ① 震源地 山崎断層主部南東部・草谷（くさたに）断層
- ② 震度分布 マグニチュード7.5（加東市内における最大震度 7）



③ 山崎断層地震による被害想定

想定した『山崎断層地震 主部南東部・草谷（くさたに）断層』人的被害想定では、建物被害（家屋の倒壊・室内収容物の転倒、落下）の要因が最も多く、冬早朝5時を想定したものである。

建物全壊棟数は揺れによるもの4,209棟と液状化によるもの62棟を合算したものである。

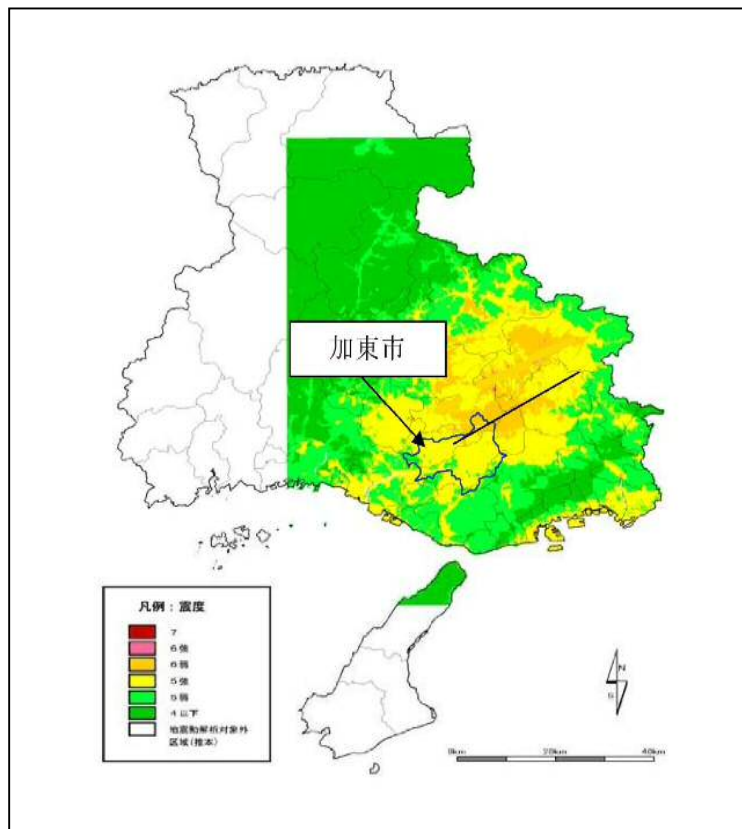
火災危険度の想定は、冬期の夕刻（18時頃）における全出火件数を想定したものである。

区分	全壊建物数（棟）	半壊建物数（棟）	焼失棟数（棟）	死者数（人）	負傷者数（人）	避難者数（人）
加東市	4,271	5,860	4	266	779	9,635

※全壊建物棟数は、液状化による全壊62棟を含む

2. 御所谷（ごしょだに）断層地震の概要

過去の地震の状況や中央防災会議、地震調査研究推進本部の調査研究を基に、平成22年度に兵庫県がとりまとめた「兵庫県地震被害想定」によると、加東市域に位置する御所谷断層の震度分布において、最大で震度6強の地震が予想されている。



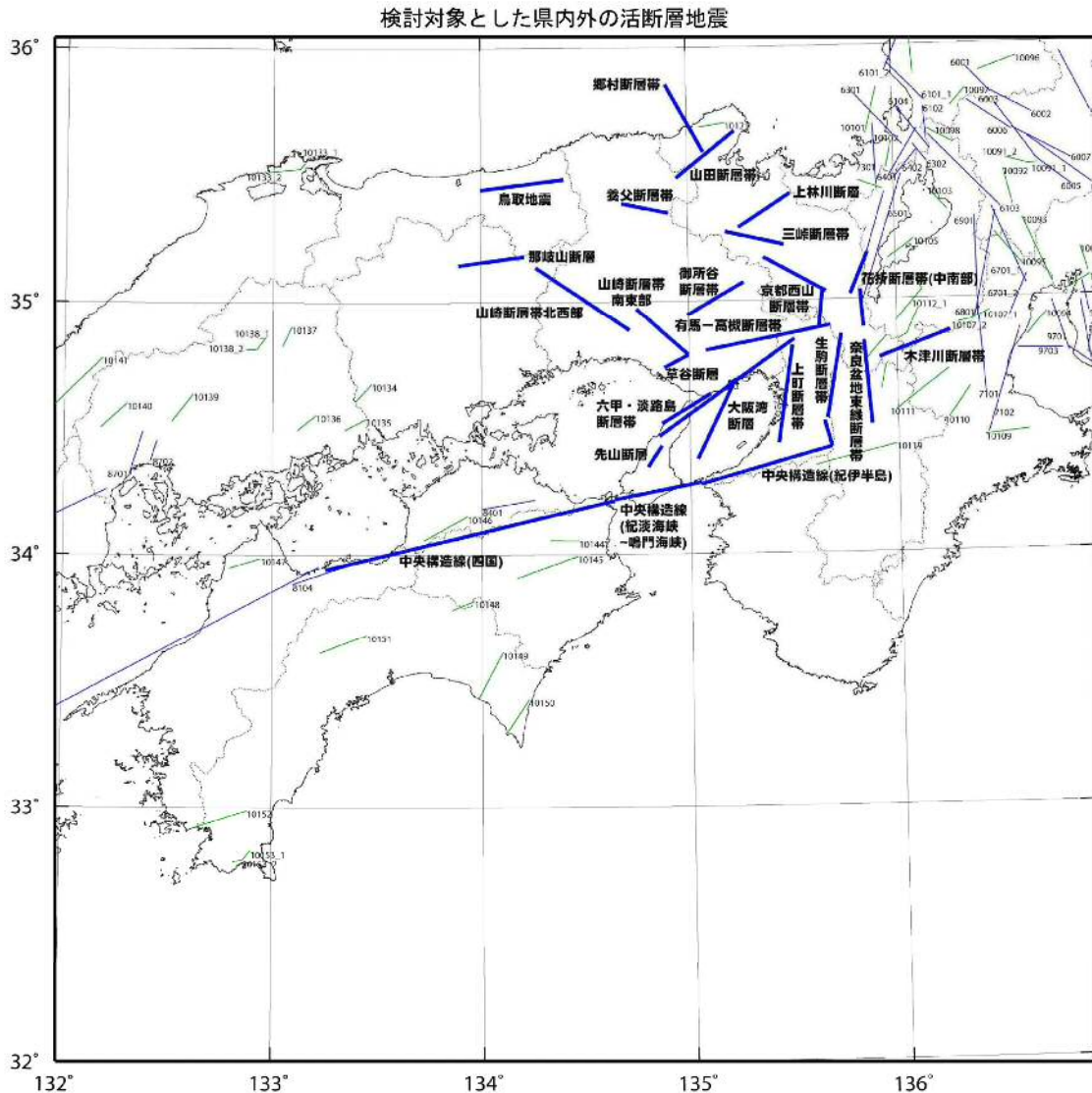
【参 考】

兵庫県地域防災計画では、過去の地震災害の状況などから、県内で注意すべき代表的な地震として下記の5つの地震を想定している。

なお、南海トラフ地震については、今世紀前半の発生が指摘されている。

想定地震	想定震源地	想定規模
山崎断層帯地震	山崎断層帯 (大原・土万・安富・主部南東部)	M7.5
上町断層帯地震	上町断層帯	M7.5
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層 (紀淡海峡－鳴門海峡)	M7.7
養父断層帯地震	養父断層	M7.0
南海トラフ巨大地震	南海トラフ	M9.1

兵庫県内外の活断層



3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

(1) 住宅耐震化の現況と目標

① 住宅耐震化の現況（H25年時点）

住宅の耐震化の現状は、住宅・土地統計調査結果(H25)より推計した。

② 住宅耐震化の目標設定方針

兵庫県耐震改修促進計画の目標を勘案し設定する。

③住宅の耐震化の目標（平成37年度末）

兵庫県目標を踏まえ、耐震化率97%とすることを旨す。

住宅耐震化目標等とりまとめ

現況(H25)

区 分	戸 数
住宅総数	14,262
耐震性有 (耐震化率)	10,609 74%
耐震性無	3,653

(H37)

区 分	戸 数
住宅総数	15,473
耐震性有 (耐震化率)	15,009 97%
耐震性無	464

耐震化必要戸数	3,189
自然減	1,106
施策による減	2,083

1.住宅総数の伸びは、兵庫県推計に合わせた。

2.目標値は兵庫県目標を達成した場合である。

(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標

① 多数の者が利用する建築物耐震化の現況（H27年時点）

県が平成27年度に実施した調査結果をもとに、本市が独自に集計した。

② 多数の者が利用する建築物耐震化の目標設定方針

国の基本方針及び兵庫県耐震改修促進計画を勘案し、目標を設定する。

特に、災害時に拠点となる公共施設、避難所については早期の耐震化を目指す。

③ 多数の者が利用する建築物耐震化の目標

兵庫県目標を踏まえ、耐震化率97%とすることを旨とする。

多数の者が利用する建築物耐震化とりまとめ

現況(平成27年度)

区 分		棟 数	(耐震化率)
全 体	建築物全体	100	(86%)
	耐震性有	86	
	耐震性無	14	
公 共	建築物全体	43	
	耐震性有	37	
	耐震性無	6	
民 間	建築物全体	57	
	耐震性有	49	
	耐震性無	8	



目標(平成37年度末)

耐震化率
97%

※多数利用建築物

(用途の例)

- 学校、体育館、病院
- 劇場、観覧場、展示場、百貨店、映画館、ホテル
- 事務所
- 賃貸住宅（共同住宅に限る）、老人ホーム
- 店舗、飲食店
- 工場、車両の停車場、自動車車庫
- 郵便局、保健所、税務署

(規 模)

一部の用途を除き3階以上かつ1,000㎡以上

【多数利用建築物の対象用途・規模一覧表】

用 途		小規模 多数利用建築物	中規模 多数利用建築物	大規模 多数利用建築物
学 校	小学校、中学校、中等教育 学校の前期課程若しくは特 別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を 含む。	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を 含む。	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を 含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
体育館（一般公共の用に供される もの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボート場、スケート場、水泳場その他 これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品 販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄 宿舍、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類する もの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他こ れらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以 上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以 上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するも の				

用 途	小規模 多数利用建築物	中規模 多数利用建築物	大規模 多数利用建築物
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		/	/
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数 1 以上かつ 500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取り組み方針

建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、市としては既存民間建築物所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じるとともに、自ら所有する建築物の耐震化を推進する。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

① 簡易耐震診断の推進

住宅の簡易耐震診断推進事業により耐震診断を推進する。

② ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進

県は、耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、耐震改修計画策定費や耐震改修工事費、耐震建替工事費、防災ベッド等設置費等への補助を行い、既存民間住宅の耐震化を促進している。このことについて、市民に周知するとともに市として上乗せ補助を継続することで耐震改修を促進する。

また、平成28年度より屋根軽量化工事費、シェルター型工事費補助を市事業化し、平成29年度以降、耐震改修工事費、簡易耐震改修工事費補助を市事業化する。

③ 普及啓発・環境整備等

県が進めている「住宅改修事業の適正化に関する条例」に定める住宅改修業者を登録する制度、居住しながら補強が可能な工法、低価格な工法など新しい耐震改修工法の活用推進等について、行政広報誌、パンフレット、ポスター、ホームページ等を通じて地震の危険性や耐震化の必要性や耐震化に関連する情報を市民に広く提供する。

また、草の根意識啓発活動の実施のため、地震防災知識や耐震改修等の知識習得に向け、建築関係団体や自治会等と連携して、行政や専門家による説明会や個別の相談会を実施すると共に耐震性のない住宅が比較的密集している地域などを対象に、出前講座や戸別訪問を実施する。

加えて、バリアフリーリフォーム補助と連携できる仕組みを構築するため、人生80年いきいき住宅助成事業において耐震診断を補助要件として追加する。

④ 住宅耐震改修工事利子補給事業

金融機関から融資を受けて住宅の耐震改修工事を実施する場合に、県が利子補給を実施している。このことについて、市民に周知する。

要件：ひょうご住まいの耐震改修促進事業の改修工事費補助を受けていること。

⑤ 多数の者が利用する建築物に係る耐震化施策

平成25年度の耐震改修促進法の改定により耐震診断義務付け等により所有者意識の向上が図られたが、住宅に比べて耐震化は進んでいない。耐震化を促進するために公共建築物や中規模多数利用建築物の耐震化を進めるとともに小規模の多数利用建築物に対する支援を行う必要がある。

a. 公共建築物の耐震化

公共建築物の耐震化を進める。

b. 民間建築物の耐震化

耐震性のない中規模多数利用建築物について、耐震改修に係る費用の補助を検討する。小規模多数利用建築物については、耐震診断に係る補助制度を検討する。

(3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

① 耐震診断員の養成・活用

県では、住宅の簡易耐震診断推進事業を実施する簡易耐震診断員を養成しており、その活用を推進する。

【参考】簡易耐震診断講習会概要

主催：財団法人兵庫県住宅建築総合センター

対象者：兵庫県在住で、県内の建築士事務所に所属するもの
建築士資格取得後5年以上の実務経験を有するもの

② 相談体制の拡充

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、建築部局において相談窓口を開設する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関すること、市及び県の補助事業の実施に関することとする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

③ 住宅改修業者登録制度

県では、県民が耐震改修の実施にあたり、安心して業者を選択できる環境を整備するため、技術主任者の設置などの一定の要件を満たす住宅改修業者を登録する制度を実施している。この制度の周知を図る。

(4) 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策

① 被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する専門家を養成するなど、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進める。

② 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、全国に先駆けて県単独で創設した「兵庫県住宅再建共済制度」により、住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、災害発生時に被災した住宅の再建・補修を支援しあう相互扶助の取り組みを推進する。

(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

以下に定める建築物については、優先的に耐震化に着手すべき建築物とする。

- ① 兵庫県耐震改修促進計画において「地震時に通行を確保すべき道路」として指定された道路の沿道建築物で、地震で倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、緊急物資の供給や緊急自動車等の通行を困難とするおそれがある建築物

【参考 地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路】

(兵庫県耐震改修促進計画)

- ・兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路（国道2号ほか301路線）

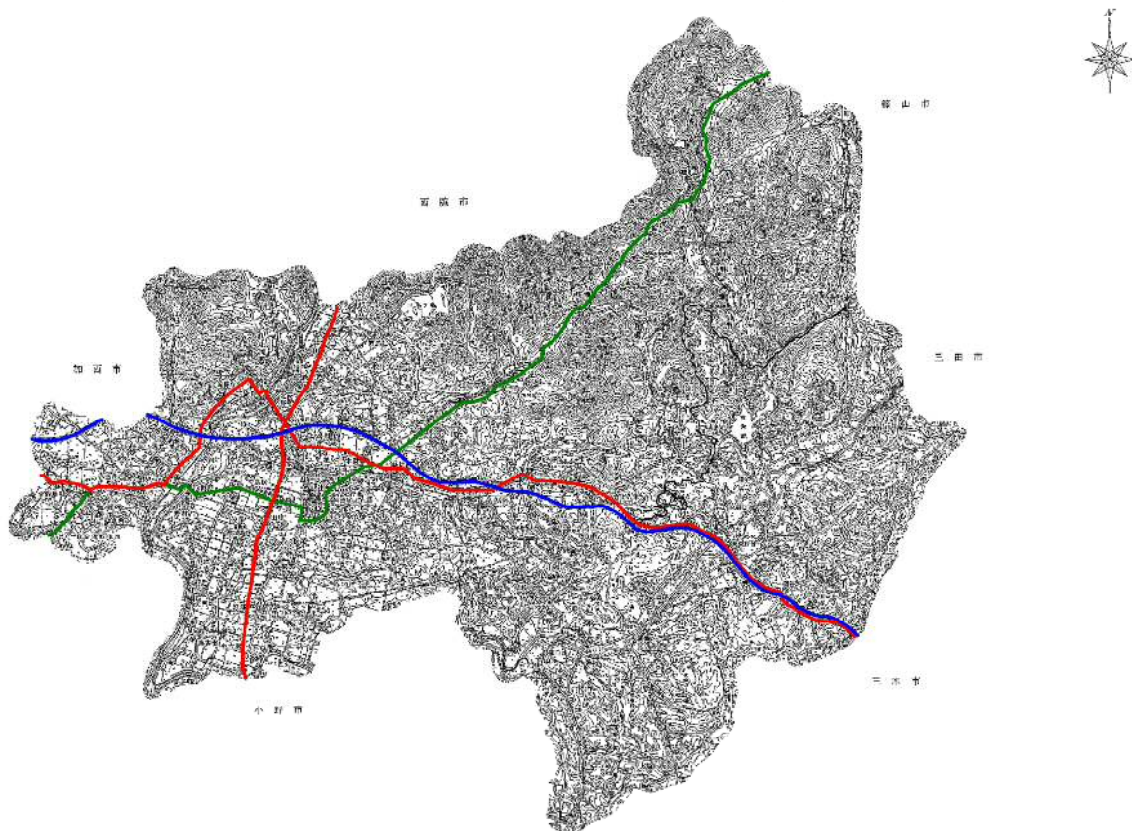
- ② 避難所として利用する建築物又は災害時に拠点となる学校、病院、福祉施設

(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路

兵庫県耐震改修促進計画では、地震時に通行を確保すべき道路として兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路が位置付けられている。

加東市では下記図の道路が位置付けされています。

— 幹線緊急輸送路（高速等）	①中国縦貫自動車道
— 幹線緊急輸送路（高速以外）	②国道175号線
	③県道西脇三田線
— 一般緊急輸送路	④国道372号線



5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及をはかり、官民あげて建築物の耐震化に取り組む。

(1) 相談体制の整備（再掲）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、建築部局において相談窓口を開設する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関すること、市及び県の補助事業の実施に関することとする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

(2) 町内会等との連携

住宅・建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、市防災部局や町内会等の自主防災組織などと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

(3) 関係団体との連携

建築士会、建築設計事務所協会等の関係団体と連携し、建築物の耐震化について啓発活動を行う。

また、市民からの技術的な相談については、関係団体と連携して対応する。

6. 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

本計画を推進するため、所管行政庁である県と連携して、多数の者が利用する建築物又は優先的に耐震化に着手すべき建築物の所有者に対して指導を行う。